

新事業進出・ものづくり商業サービス補助金 第1回の進め方(11ステップ)

第2弾・新事業進出・ものづくり商業サービス補助金 第1回

印刷して上から順に進める用

版(公開日)	2026年9月7日	公式資料の確認	2026年9月6日
数字の測り直し	2026年9月7日	ステップ数	11 STEP
この冊子	A4・全 15 ページ		

この冊子の使い方

1. 上から順に進める。途中だけを拾い読みしない。
2. 各STEPの「終わったら」が全部埋まるまで、次のSTEPへ進まない。
3. チェック欄と記入欄は、印刷した紙にそのまま書き込む。

もくじ

	この冊子の使い方	3
STEP 1	今回申請できるかを、名指しの回次で確かめる	4
STEP 2	3つの枠から1つ選ぶ(上限額は従業員数で決まる)	5
STEP 3	「新事業進出枠」に当たるかを確かめる	6
STEP 4	新市場性・高付加価値性を、ジャンルを区切って書く	7
STEP 5	対象外の事業に当たっていないかを確かめる	8
STEP 6	基本要件6つを、達成できる数字で置く	9
STEP 7	事業計画書を作る(様式と、公表される計画名)	10
STEP 8	申請する金額を決める(経費区分と、前身の実測)	11
STEP 9	加点を積み、減点を避ける	12
STEP 10	口頭審査に備え、採択後は2か月以内に交付申請を出す	13
STEP 11	前身制度で「消えた」採択者を見ておく	14
	出典	15

ページ番号は、この冊子を両面でも片面でも印刷したときの通し番号です。各ページの下に「STEP いくつ」を出してあります。

この冊子の使い方

- ☐ 第1弾(制度共通編)を先に済ませる。ここには制度固有の判断だけを書きます。GビズID・見積もり・提出前の確認・実績報告・5年間の報告義務は第1弾のとおりです。
- ☐ 「当サイトの実測」は2026年9月7日に測った値です。当サイトは交付情報を毎日足しているので、サイトのページで見える数字とわずかに違うことがあります。
- ☐ 抛り所は2つの公式PDF。応募申請ガイド(第1回・1.0版・2026/8/24。以下「ガイド」と公募要領(第1回・1.2版・令和8年8月。以下「公募要領」)。版が違くと数字が違います。
- ☐ 受付は2026年9月30日から、締切は10月30日(金)18:00。採択発表は公募要領で「令和9年1月頃(予定)」。日程は公募要領 1.2版の逐語です。

公募開始:令和8年6月29日(月) 申請受付:令和8年9月30日(水) 申請締切:令和8年10月30日(金) 18:00 補助金交付候補者の採択発表:令和9年1月頃(予定)

— 新事業進出・ものづくり商業サービス補助金 公募要領(第1回・1.2版)

- ☐ 当サイトにこの制度の採択事例はまだ1件もありません。かわりに、公式が後継関係を告知している事業再構築補助金(21,559件)と中小企業新事業進出補助金(2,286件)の採択事例を使います。
- ☐ 制度が変わった点は公式PDFの文字から、通ってきた型と金額は当サイトの実測から、と分けてあります。前身の実測は、この制度の結果を示すものではありません。

STEP 1 / 11

今回申請できるかを、名指しの回次で確かめる

このページのゴール

第1弾 STEP 1 の16か月ルールを、この制度が名指した回次に置き換える。

確認すること

- ☐ 新事業進出補助金の第1回・第2回・第3回の採択者ではない
- ☐ 事業再構築補助金の第13回の採択者ではない
- ☐ ものづくり補助金の19次・20次・21次・22次の採択者ではない
- ☐ それ以前の回次でも、2026年10月30日時点で補助事業を実施中ではない
- ☐ 今回出す申請は1件だけ(グループ会社を含めて)

やり方 / ない場合

上の3行はガイド 1-4-2 の「具体的な申請不可のケース」そのままです。いずれも締切日までに次の回の発表があれば、その回も加わります。公募要領は「同一事業者での応募は、1回の公募につき1申請に限ります」とし、議決権50%超の親子会社が複数出せば全社が要件を満たさない扱いです。採択を辞退した事業者は16か月の対象から除かれます。

当サイトの実測: 上の3行に当たる回次の公開採択事例を6,559件収録しています(新事業進出1~3回2,286/事業再構築13回784/ものづくり19~22次3,489)。事業者に直すと6,465者。通ったばかりの会社ほど、次に出せません。

終わったら

- ☐ 過去の採択通知メールを開き、制度名と回次を紙に書いた
- ☐ グループ会社があれば、どの1社で出すか決めた

→ STEP 2 へ

注意: 「別の制度だから大丈夫」と考えないこと。名指しの3つはいずれも別制度です。それでも申請できません。

STEP 2 / 11

3つの枠から1つ選ぶ(上限額は従業員数で決まる)

このページのゴール

枠を1つに決め、自社の従業員数の行の上限額を書き写す。

確認すること

- ☐ 常勤従業員数を書く: 人
- ☐ 枠を1つ選ぶ(革新的新製品・サービス枠／新事業進出枠／グローバル枠)
- ☐ その人数の行の補助上限額を書く: 円
- ☐ 補助下限額・補助率・補助事業実施期間を書く:

やり方 / ない場合

公募要領の枠ごとの表です。革新的新製品・サービス枠は下限100万円、上限が1～5人750万円／6～20人1,000万円／21～50人1,500万円／51人以上2,500万円、補助率1/2(小規模企業・小規模事業者、再生事業者は2/3)、実施期間「交付決定日から10か月以内(採択発表日からは12か月以内)」。新事業進出枠とグローバル枠は下限750万円、上限が共通で1～20人2,500万円／21～50人4,000万円／51～100人5,500万円／101人以上7,000万円、実施期間「交付決定日から14か月以内(採択発表日からは16か月以内)」。補助率は前者1/2、後者2/3です。

当サイトの実測: 前身2制度で従業員数帯が分かる9,670件(全24,241件の39.9%)の内訳は、1～20人が47.9%、21～50人27.0%、51～100人12.8%、101人以上12.2%。「最大7,000万円」の行に入るのは12.2%だけです。

終わったら

- ☐ 枠を1つに決め、上限・下限・補助率・実施期間を紙に書いた
- ☐ 「7,000万円」ではなく自分の行の数字を見ていることを確かめた

→ STEP 3 へ

注意: 記事や広告の「最大7,000万円」を自社の上限だと思って計画を組まないこと。上限は従業員数の行で決まります。

STEP 3 / 11

「新事業進出枠」に当たるかを確認する

このページのゴール

「製品等の新規性」と「市場の新規性」の両方に当たることを、非該当例に照らす。

確認すること(1つでも当たれば対象外)

- ☐ 既存の製品等の製造量・提供量を増やすだけではない
- ☐ 過去に製造していた製品等の再製造ではない
- ☐ 単に製造方法を変えただけのものではない(性能が従来と有意に異なることを説明できる)
- ☐ 対象市場が既存と同一ではない(単なるメニューの追加を含む)
- ☐ 既存市場の一部だけ／商圈だけが違うものではない
- ☐ 公募開始日(2026年6月29日)より前に販売・売上が発生していない

やり方 / ない場合

公募要領 1-2-2 は、①製品等が「事業を行う中小企業等にとって、新規性を有するもの」、かつ②その市場が「…新たな市場であるもの」を対象とします。上のチェック欄は同項の【新事業進出枠に該当しない例】です。新規性は「日本初・世界初」ではありませんが、「公募開始日以降に初めて取り組んでいる事業」であることが条件です。

当サイトの実測: 前身2制度で語彙が入れ替わっています。事業再構築の計画名15,663件では「新分野」8.2%・「転換」4.8%でしたが、新事業進出の2,286件では0.7%・0.3%。逆に「高付加価値」は1.0%から6.2%へ。「新分野展開」「業態転換」は前の制度の言葉です。

終わったら

- ☐ 「何が新しいか(製品等)」「誰が新しいか(市場)」を別の文で書いた
- ☐ 公募開始日より前の売上がないことを売上台帳で確かめた

→ STEP 4 へ

注意: 「既存の顧客に新商品を出す」で組み立てないこと。顧客層が同じだと市場の新規性に当たりません。

STEP 4 / 11

新市場性・高付加価値性を、ジャンルを区切って書く

このページのゴール

この枠にだけある審査項目に答える。ジャンルを正しく区切り、統計を添える。

確認すること

- ☐ ジャンル・分野を1語で書く(「性能」「サイズ」「素材」「価格帯」「地域性」「業態」「顧客層」「効果」を外す):
- ☐ ①新市場性(そのジャンルの普及度・認知度が低い)か ②高付加価値性(同じジャンルの中で高水準の高付加価値化・高価格化)か、どちらで通すか決める
- ☐ ①なら普及度・認知度が低い裏づけの統計、②なら相場価格の調査を用意する

やり方 / ない場合

公募要領の審査項目(4)は新事業進出枠だけにあり、①と②は選択制です。公式資料「新市場・高付加価値事業の考え方」はジャンルの区切り方を「高精度小型医療機器部品」ではなく「医療機器部品」、「東京都港区の高級焼肉店」ではなく「焼肉店」と例示し、審査のイメージを「『焼肉店』の社会における一般的な認知度が低いかどうか」と書いています。修飾語を外して残った語が「普及していない」と言えないなら、①ではなく②で書いてください。

当サイトの実測: 新事業進出の計画名2,286件で「高付加価値」は141件(6.2%)、「特化」53件(2.3%)。計画名に語を入れることと、本文で相場価格を調べて示すことは別です。

終わったら

- ☐ ジャンル名を1語で書き、①か②のどちらで通すか決めた
- ☐ 裏づけの統計・調査の出所(機関名と年)を書いた

→ STEP 5 へ

注意: ジャンルに修飾語を残したまま「普及していない」と主張しないこと。修飾語を足せば何でも普及していないことになるので、そこは外して審査されます。

STEP 5 / 11

対象外の事業に当たっていないかを確認する

このページのゴール

採択後でも取り消される「補助対象外となる事業」に触れていないことを確かめる。

確認すること

- ☐ 補助事業の主たる内容そのものを外注・委託していない
- ☐ グループ会社や事業承継元が既に実施している事業ではない
- ☐ 不動産賃貸(寮を含む)・駐車場経営・暗号資産のマイニングなどではない
- ☐ 建てた施設を特定の第三者に長期間賃貸する構図ではない
- ☐ 他の法人・事業者と同一または類似した内容の事業ではない
- ☐ 過去・現在の国の補助金の実績をすべて入力する

やり方 / ない場合

公募要領 1-5 は15項目を挙げ、冒頭に「採択された場合であっても、以下に該当すると判明した場合には、採択取消又は交付決定取消となります」と書いています。計画の流用は「故意又は重過失により申請した場合、以降当該事業者による申請は受け付けない…可能性がございます」とあり、主導した支援者側にも同じ扱いです。

当サイトの実測: 前身2制度の計画名17,949件を、全角半角と空白をそろえて突き合わせると、1文字も違わない計画名が18種・40件あります。計画名が同じでも中身は別ですが、計画名だけで独自性を示すのは無理だということです。

終わったら

- ☐ 15項目を1つずつ読み、当たらないことを確かめた
- ☐ 支援者から渡された文章をそのまま使っていないことを確かめた

→ STEP 6 へ

注意: 支援者の雛形をそのまま出さないこと。同じ雛形が複数社に渡っていると内容が酷似します。判断されるのは提出した事業者です。

STEP 6 / 11

基本要件6つを、達成できる数字で置く

このページのゴール

3～5年の事業計画で満たす6つの要件を、未達のとくに返す額まで理解して決める。

確認すること

- ☐ 付加価値額の年平均成長率 +4.0%以上 (= 営業利益 + 人件費 + 減価償却費)
- ☐ 一人当たり給与支給総額の年平均成長率 +3.5%以上
- ☐ 事業場内最低賃金を地域別最低賃金の +30円以上高い水準に
- ☐ 一般事業主行動計画を「両立支援のひろば」に公表(2週間以上の余裕をもって)
- ☐ 子育て等に関する職場環境整備を(ア)～(ウ)から1つ選ぶ
- ☐ 金融機関から資金提供を受けるなら「金融機関による確認書」(自己資金のみなら不要)

やり方 / ない場合

ガイドは「基準値(4.0%)より高い目標値を設定した場合、…目標値を下回った場合は要件未達となります」と書いています。高く書くほど、その高い数字が判定基準になります。返還の式も公表されていて、賃上げ要件は「補助金交付額×(1-最終年度の年平均成長率÷目標値)」、事業場内最賃水準要件は「補助金交付額÷事業計画期間の年数」を未達の年ごとに。賃上げ特例を使うと +6.0%以上/+50円以上へ 上がります。

当サイトの実測: 前身の事業再構築補助金で交付決定額まで分かる11,676件(0円を除く)の中央値は1,631万円。この規模の3年計画で事業場内最賃水準要件を1年落とすと、公表された式では544万円が返還額の目安です。目標値は、返す覚悟がある数字で置いてください。

終わったら

- ☐ 6つの要件に、達成できる数字と根拠を1行ずつ書いた
- ☐ 「両立支援のひろば」への公表申請を出した(申請日:)

→ STEP 7 へ

注意: 加点や上限額のために目標値を上げないこと。基準値ちょうどで通した計画と、高く書いて未達になった計画では、後者だけが返還を求められます。

STEP 7 / 11

事業計画書を作る(様式と、公表される計画名)

このページのゴール

様式を取り違えずに書き始める。採択されると公表される計画名を先に決める。

確認すること

- ☐ 資料ダウンロードページから様式を落とす
- ☐ 事業計画書は「応募申請画面インポート用フォーマット(事業計画)」を使う
- ☐ 添付書類のファイル名を「ファイル名確認シート」のとおりにする
- ☐ 事業計画名を1つ書く(公表されます):
- ☐ 支援者がいれば名前・支援内容・報酬(予定)額・契約期間を書き出す

やり方 / ない場合

公募要領は公表の範囲を「商号又は名称(法人番号を含む)、補助事業計画名(30字程度)等を公表します」と書いています。この制度では、認定支援機関の確認書は提出書類に入っていません。一覧にある「確認書」は金融機関によるもの(資金提供を受ける場合)と、再生事業者・特例・加点の要件確認書だけ。その代わり支援を受けたら上の4項目の入力義務があり、「必要な入力がない場合は、当該申請は不採択・採択取消・交付決定取消となります」。ページ数・文字数の上限は、どちらにも書かれていません。

当サイトの実測: 前身の中小企業新事業進出補助金の採択事例2,286件は、全部が30字以内でした。最長がちょうど30字、557件(24.4%)が30字ちょうど。一方、事業再構築補助金の15,663件では44.9%が31字以上、最長は68字です。「30字程度」は、前身では実際に30字で切られていました。

終わったら

- ☐ 事業計画名を30字以内で1つに決めた
- ☐ 支援者の4項目を書き出した(いなければ「なし」と書いた)

→ STEP 8 へ

注意: 認定支援機関の確認書を探して時間を使わないこと。この制度の提出書類にはありません。前身の制度と混同しやすい点です。

STEP 8 / 11

申請する金額を決める(経費区分と、前身の実測)

このページのゴール

補助対象経費の縛りを守ったうえで、申請額を1つの数字に決める。

確認すること

- ☐ 機械装置・システム構築費または建物費が入っている(新事業進出枠・グローバル枠)
- ☐ 革新的新製品・サービス枠なら機械装置・システム構築費が必須
- ☐ 機械装置は単価10万円(税抜)以上で、既存設備の単なる置き換えではない
- ☐ 「総事業費×補助率」と「補助上限額」の小さいほうを書く: 円
- ☐ その額が補助下限額(新事業進出枠750万円／革新枠100万円)以上である
- ☐ 見積もりは第1弾 STEP 6 のとおりに取り、発注はしていない

やり方 / ない場合

公募要領は機械装置・システム構築費を『革新的新製品・サービス枠』は必須。『新事業進出枠』及び『グローバル枠』は建物費といずれか必須」とし、「単価10万円(税抜き)以上のもの」「既存の機械装置・システム等の単なる置き換えに係る経費は対象外」と書いています。減額の扱いが重要です。「交付決定額は、…採択時点の補助金申請額を上回ることとはできません」「応募申請時に計上していない経費を、交付申請時に新たに計上することは認められません」。減額で補助下限額を下回れば採択取消です。

当サイトの実測: 前身の事業再構築補助金で交付決定額まで分かる11,676件のテーマ別中央値(括弧内は中央50%)。半導体・電子部品2,999万円(1,843万～5,041万)／試作・開発2,000万円(1,244万～3,870万)／観光・宿泊1,500万円(1,000万～2,000万)／飲食1,243万円(788万～1,959万)。全体では750万円未満が16.3%です。

終わったら

- ☐ 申請額を1つの数字に決め、下限額以上であることを確かめた
- ☐ 減額されても下限を割らない余裕があるか1行で書いた

→ STEP 9へ

注意: 交付申請で足せると思って経費を削らないこと。応募申請時に計上していない経費は、あとから足せません。

STEP 9 / 11

加点を積み、減点避ける

このページのゴール

申請締切日時点で満たせる加点だけを選び、自分が減点に当たっていないかを確認する。

確認すること

- ☐ 加点17項目のうち今から間に合うものに印をつけ、証明書類を集める
- ☐ 減点①: 過去に賃上げ加点を受けて未達を報告していないか
- ☐ 減点③: 過去の新事業進出・事業再構築・ものづくりの事業化段階が3段階以下でないか
- ☐ 減点④: 締切日から過去3年に、ものづくり補助金または新事業進出補助金で交付決定を1回受けていないか
- ☐ 減点⑤: ものづくり・新事業進出で基本要件を達成できなかったことがないか

やり方 / ない場合

公募要領は「加点項目は申請締切日時点で満たしている必要があります」とし、17項目を挙げます(パートナーシップ構築宣言／くるみん／えるぼし／健康経営優良法人2026／再生事業者／経営革新計画／(連携)事業継続力強化計画／DX認定／J-Startup・地域版／新規輸出1万者・日本の食輸出1万者(グローバル枠のみ)／研究開発費・試験研究費計上／技術情報管理認証制度／成長加速マッチングサービス／アトツギ甲子園／地域別最低賃金引上げ／事業場内最低賃金引上げ)。減点は5項目で、うち3つは「過去に別の補助金を受けたこと」が理由です。

当サイトの実測: 前身2制度の採択事業者23,783者のうち、5,827者(24.5%)はものづくり補助金にも採択されています(年次は問わない集計です)。4社に1社が、減点④の判定にかかりうる位置にいます。

終わったら

- ☐ 加点の証明書類がそろった(または「今回は加点なし」と決めた)
- ☐ 減点5項目に当たる／当たらないを書き、当たるなら計画を見直した

→ STEP 10 へ

注意: 賃上げ加点の未達歴を忘れていないか確かめること。未達が報告されてから18か月、正当な理由がない限り大幅に減点されます。

STEP 10 / 11

口頭審査に備え、採択後は2か月以内に交付申請を出す

このページのゴール

口頭審査の予約が先着順であることを前提に提出日を決め、採択後の期限を台帳にする。

確認すること

- ☐ 口頭審査は代表者等の本人対応(支援者・コンサル・社外顧問の同席は一切不可)
- ☐ 顔写真付きの身分証明書と、他人が映り込まない社内の会議室を確保する(公共スペースは不可)
- ☐ 締切間際を避けて電子申請を完了する(所要時間15分程度)
- ☐ 採択後はオンライン説明会に参加する
- ☐ 交付申請の期限(採択発表日から遅くとも2か月後)を書く:
- ☐ 交付決定通知書が届くまで発注しない

やり方 / ない場合

公募要領は口頭審査の予約について「電子申請受付開始後、早期に申請を完了いただいた場合は、優先的に受験日時をお選びいただけます」「なお、口頭審査の予約は先着順となります」と書いています。接続不良で切れても再審査はありません。採択後は、説明会に「参加しない場合は、説明会最終開催日をもって、自動的に採択は無効となります」、交付申請は「原則、採択発表日…から遅くとも2か月後の日までに実施していただく必要があります。期限までに申請がなかった場合は、採択取消となります」。交付決定前の計画変更・事業承継は、いかなる理由でも認められません。

当サイトの実測: 採択者一覧に支援機関名が載っている案件が事業再構築で10,992件(50.1%)、新事業進出で695件(30.4%)。その支援機関は、口頭審査の場には入れません。また交付決定額まで分かる11,737件は全件が突き合わせの結果で、採択者一覧に金額は載りません。

終わったら

- ☐ 代表者本人の予定を空け、締切間際を避けた提出日を決めた:
- ☐ 交付決定通知書を受け取り、交付決定日と交付決定額を紙に書いた

→ STEP 11 へ

注意: 採択発表(令和9年1月頃予定)の直後に発注しないこと。交付決定はそのあとです。第1弾の「5つのルール」の1番目がここに効きます。

STEP 11 / 11

前身制度で「消えた」採択者を見ておく

このページのゴール

採択は終わりではないことを、実際に起きた数字で理解する。

確認すること

- ☐ 採択後にも辞退・取消があることを社内で共有する
- ☐ 第1弾 STEP 13 の「5年間の報告義務と財産の処分制限」を台帳にする
- ☐ 3～5年の目標値(STEP 6)の年次チェックを担当者に割り当てる
- ☐ 次に申請できる時期を書く:

やり方 / ない場合

事業再構築補助金の公式サイトは第13回について「厳正な審査を行った結果、1,101者を補助金交付候補者として採択いたしました」と書いています。同サイトの交付申請ページには「参考様式1 採択辞退届出書」が置かれていて、辞退は制度として想定された手続きです。この制度でも16か月ルールは「採択を辞退した事業者を除く」としています。

当サイトの実測: 当サイトは公表された採択者一覧をそのまま保存しています。事業再構築補助金 第13回の一覧は、**945行 → 873行 → 835行**と月を追って減りました(2026年6月15日・7月15日・8月14日の各版を同じパーサに通した結果)。消えた行は第13回で110件、第12回で1件、**合計111件**。同じ時期に第11回は3版とも1,993行で増減0。採択者一覧は「発表時点の名簿」ではなく「その時点で生きている名簿」です。事務局は理由を公表していないので、当サイトも辞退か取消かは書きません。

終わったら

- ☐ 5年間の報告義務と財産処分制限の台帳を作った(第1弾 STEP 13)
- ☐ 目標値の年次チェックの担当者を決めた

→ 完了

注意: 採択を「終わり」と考えないこと。この制度は3～5年の事業計画期間があり、賃上げ・付加価値額の未達には返還の計算式が公表されています(STEP 6)。

